

## 新型コロナウイルス感染症に係る情報の公表に関するガイドライン

### 1. ガイドライン策定の目的

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学（以下、「本学」という）は、本学の学生、教職員及び役員等の学内関係者（以下、本学関係者という）が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、本学関係者の安全・安心を確保するとともに、罹患したことに伴う偏見や差別を防止し、必要な情報の開示を適切に行うため、感染の発生状況等の情報の公表に関するガイドラインを定める。

### 2. 公表の考え方

本学関係者において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合は、原則として、以下の1)から4)を基として情報の公表もしくは非公表を行うこととする。

- 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）第16条第1項に基づき、本学敷地内において感染が発生したことを確認した場合は、原則として、本学は行政機関と連絡・調整を行ったうえでその発生状況等について公表をする。
- 2) 本学敷地外において、本学関係者の感染が発生したことを確認した場合は、本学は行政機関と連絡・調整を行い、感染拡大のリスク等を総合的に勘案して問題がなければ、原則として、本学はその発生状況等について公表をしない。
- 3) 公表に当たっては、感染症法第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともにプライバシーの保護に十分に配慮する。
- 4) 個人情報またはプライバシーに係る情報の公表に関し、本人の同意が得られない場合、もしくは、公表することで個人の生活や事業運営に重大な支障が生じる恐れがある場合は、全部もしくは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、本学において公表の必要があると判断した場合には、本人の同意の有無にかかわらず公表することがある。

### 3. 公表する内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスク等を総合的に判断し、行政機関と連絡・調整を行ったうえで、感染者の特定に至らない範囲で、次の情報のうち必要な情報を公表することとする。

- 1) 感染者に関する情報  
例：年代、学生と教職員の区別、判明日、現在の状況等
- 2) 感染者の行動歴等の情報  
例：本学施設を含む利用施設等
- 3) 集団感染等が確認された場合には、該当する施設等の情報
- 4) 本学が行う感染拡大防止対策及び今後の対応